

令和3年度 福祉介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の考え方

社会福祉法人けんこう 施設長

標記加算について、次のように計画します。但し、あくまでも見込みであり事業収入によって支給額には変動があります。(令和3年4月から令和6年3月まで、各年度末支給)

1. 介護職員処遇改善加算の区分 介護職員処遇改善加算 I
2. 特定処遇改善加算の区分 介護職員特定処遇改善加算 I
3. 賃金改善の方法 (1) 介護職員処遇改善加算 (昇給・各種手当・賞与等に活用)
4. 賃金改善の方法 (1) 介護職員特定処遇改善加算の改善手当 (表1)

	第一グループ	第二グループ	第三グループ
条件	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士のいずれかの資格を有している10年以上勤続職員。 ・他法人等における経験も通算可。 10年以上の経験がなくても、事業所の裁量で、業務や技能等を勘案し柔軟に設定して良い。 ・グループ内の一人ひとりの改善額は柔軟に設定できる。	第一グループ以外の指導員 ・グループ内の一人ひとりの改善額は柔軟に設定できる。	その他の職員 ・グループ内の一人ひとりの改善額は柔軟に設定できる。
施設における基準	① 第一・二・三グループ毎に均等割りして特定処遇改善手当として年度末に支給する。 ② 上記の資格を有し、業務経験が8年以上の職員とする。 ③ 介護業務の経験は、その他の事業所の経験を含む。	① 第一・二・三グループ毎に均等割りして特定処遇改善加算手当として年度末に支給。 ② 第一グループ以外の職員。 ③ 賃金改善の費用がの見込額の平均が、第一グループの賃金改善見込額の平均の1/2以内。	① 第一・二・三グループ毎に均等割りして特定処遇改善加算手当として年度末に支給。 ② 介護職員以外の職員 ③ 賃金改善の費用の見込額の平均が、第二グループの平均1/2以内
対象職員	1名	5名	該当なし
改善額平均	1人当たり(月) 40,000円	1人当たり(月) 5,000円	
	改善額前賃金見込が440万円/年を超えるものについては概ね1/2支給	改善額前賃金見込が440万円/年を超えるものについては概ね1/2支給	